

いじめ防止基本方針

令和7年4月1日改訂

1. 基本的な考え方

＜佐世保東翔高等学校はいじめを絶対許しません＞

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

佐世保東翔高等学校は、いじめを「悪」とみなし、いかなる理由があっても決して許しません。いじめは、いじめられた側はもちろん、いじめた側の人生をも奪いかねない卑劣な行為です。この考え方を、全生徒・教職員が共有し、互いに尊重し合えるような学校づくりを目指します。

命の価値は、みんな同じです。佐世保東翔高等学校では、この大切な命を使って、次世代の命を守る教育をしていきます。

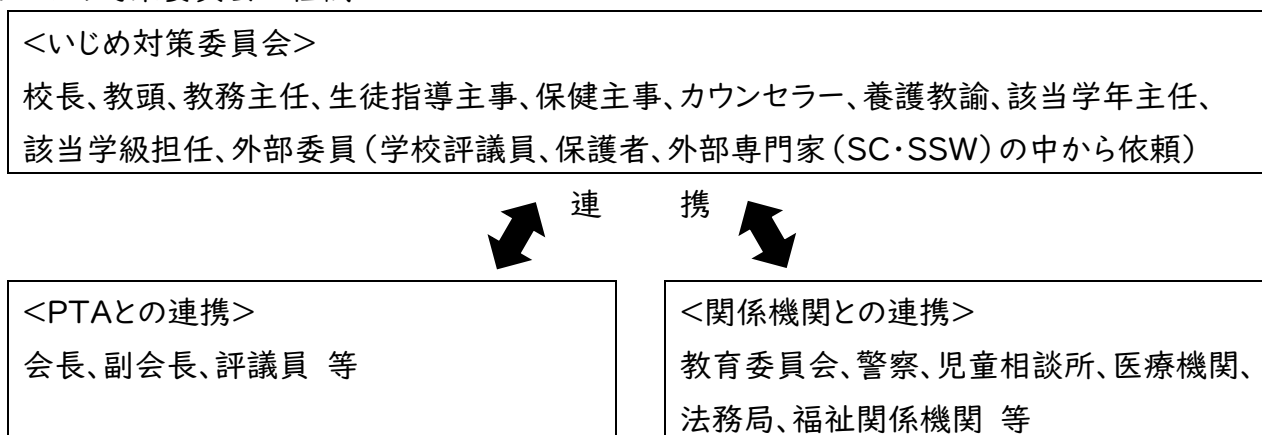
更に、校内の指導体制を確立し、家庭・地域との連携を強化することにより、いじめを生まない学校づくりを実現します。また、「面談週間の設定」や「学期ごとの悩み調査」、その他の検査や調査を活用し、いじめの早期発見に力を入れるとともに、生徒や保護者等が相談しやすい環境づくりに取り組みます。

なお、生徒や保護者等からいじめの相談や訴えがあった場合は、いじめ対策委員会を招集し、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒（関係生徒）の安全を確保した上で、正確かつ迅速な事実関係の把握に努め、保護者等と情報を共有して対応します。

2. 基本方針で目指す生徒像

- ・あいさつや言葉遣い等礼儀の大切さを知り、真心と思いやりの心を持って人と接することができる生徒
- ・生命あるすべてのものをかけがえのないものとして尊重し、大切にする生徒
- ・命を重んじ心豊かで差別やいじめを許さない豊かな人間性を持った生徒

3. いじめ対策委員会の組織



4. いじめ防止への具体的取組

<いじめ対策委員会の取組>

- ① 佐世保東翔高等学校いじめ防止基本方針の策定
- ② いじめ防止対策の年間指導計画の作成
- ③ 悩み調査の作成・実施及び結果報告
- ④ 教職員の資質向上を目的とした研修会の企画・実施
- ⑤ いじめの未然防止・早期発見に向けた指導
- ⑥ いじめ事案発生時の主管としての対応
- ⑦ いじめに関する情報の収集と記録、共有
- ⑧ いじめ防止対策の取組の検証
- ⑨ 佐世保東翔高等学校いじめ防止基本方針および年間指導計画の見直し

<教職員の取組>

- ① 教育活動の全場面で生徒の「心」を育てる意識を持つ
- ② 研修等を実施し、教職員の「心」、「技」を磨く
- ③ 落ち着いた生活ができるように環境を整備する
- ④ 「報告」、「連絡」、「相談」等、組織的な対応力をつける
- ⑤ 保護者等との信頼関係を構築する（情報交換を行う）
- ⑥ 生徒へのアンケート（学期ごとの悩み調査）や面談（面談週間の設定、活用等）を実施する
- ⑦ 携帯電話等やSNSのマナーの指導を充実する

<生徒の取組>

- ① いじめ防止の啓蒙活動を実施する
- ② 人権教育、平和学習を実施し他者を思いやる心を育む
- ③ 清掃活動・ボランティア活動を通して感性を豊かにする
- ④ 一人で悩まず相談できる相手をつくる
- ⑤ いじめを発見した場合、教職員や保護者等に「報告」、「連絡」、「相談」をする
- ⑥ 携帯電話等やSNSのマナーについて認識を深める

<保護者等の取組>

- ① 家庭での会話を密にして、子どもの様子を観察する
- ② いじめに関する研修会等に参加し、実態を知る
- ③ PTA総会や学年PTA等に参加し、いじめについての情報交換を行う
- ④ 担任や部活動顧問等と連絡を取り合い、情報を共有する
- ⑤ いじめをさせない意思を示す
- ⑥ 子どもいじめから守る強い姿勢を持つ

5. いじめの早期発見策

- ① 十分な観察を行い、異変を早期に察知する
- ② 保護者等との連携、家庭訪問等を実施し、生徒の情報交換を行う
- ③ 保健・教育相談等が保護者等にも活用される等の体制づくりを行う
- ④ 教職員間の情報交換を行う
- ⑤ 面談やアンケートを実施する
- ⑥ 関係機関との連携を図る

6. いじめに対する措置

- ・ いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ（事実関係確認義務）、その結果を学校設置者に報告する義務（報告義務）
- ・ いじめをやめさせ、再発を防止するため、専門家と協力して被害者らを支援する義務（支援義務）
- ・ 被害者が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる義務（安全確保義務）
- ・ いじめに関する情報を被害者・加害者双方の保護者と共有する義務（情報共有義務）
- ・ いじめを行っている児童等に懲戒を加える義務（懲戒義務）

【いじめ防止対策推進法 第23～26条】

7. いじめの重大事態に対する措置（重大事態の発生と調査）

（1）調査を要する重大事態の例

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な損害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。
- その他の場合
 - ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

（2）重大事態の報告

- 重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う
 - ・県立学校 → 教育委員会 → こども未来課 → 知事

（3）調査を行う組織

- 「いじめ対策委員会」又は教育委員会が設置した「長崎県いじめ等学校問題対策チーム」で調査を行う。ただし、構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加える等、公平性・中立性を確保する。

（4）事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態に至る要因となったいじめの行為が、
 - ・いつ頃から
 - ・誰から行われ
 - ・どのような態様であったか
 - ・いじめを生んだ背景事情
 - ・生徒の人間関係にどのような問題があったか
 - ・学校、教職員がどのように対応したか
- 等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。